

令和 8 年 5 月 1 日
消 防 庁

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）等に対する 意見公募

消防庁は、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）等について、令和 8 年 5 月 2 日（土）から令和 8 年 6 月 5 日（金）までの間、意見を公募します。

1 改正内容

「水素等のGX新技術に係る危険物規制に関する検討会」の結論等を踏まえ、及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の改正等に伴い、以下の事項について措置を行うため、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）を改正するものです。概要については、別紙2を御覧ください。

- （1）危険物施設の周囲に保有する空地に係る規制の見直し
- （2）危険物施設と高圧ガス施設等の間に設ける保安距離に係る規制の見直し
- （3）給油取扱所における危険物から水素を製造するための改質装置に係る規制の見直し
- （4）移送取扱所の配管の構造等に係る規制の見直し
- （5）甲種危険物取扱者試験の受験資格に係る規定の整備
- （6）その他、所要の規定の整備

2 意見公募対象及び意見公募要領

- 意見公募対象（別紙3及び別紙4参照）
 - ・危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）
 - ・危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（案）
- 意見公募要領の詳細については、別紙1を御覧ください。

3 意見公募の期限

令和 8 年 6 月 5 日（金）（必着）（郵送についても、締切日に必着とします。）

4 規制の事前評価

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）等については、意見募集に先立ち、総務省において規制の事前評価を実施しております（別紙5及び別紙6参照）。

5 今後の予定

意見公募の結果を踏まえ、当該省令等を公布する予定です。



（事務連絡先）
消防庁予防課危険物保安室 石野補佐、池田
TEL 03-5253-7524（直通）
E-mail: fdma.hoanshitsu_atmark_soumu.go.jp
※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示して
おります。送信の際には「@」に変更してください。